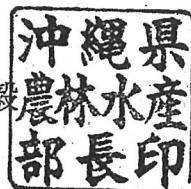


農水第3600号
平成27年3月20日

沖縄防衛局
調達部長 沼尻 邦男 殿

沖縄県農林水産部長 山城 繁



普天間飛行場代替施設建設工事に係る海底ボーリング調査の取扱いと
調査計画位置の再確認について（照会）

みだしのことについて、平成27年3月16日付け沖防調第1180号により、12箇所の海底ボーリング調査に関する情報の提供を受けたところですが、昨年11月に県と調整した旨の記載については、11月12日の電子メールの本文と、添付された「岩礁破碎等許可範囲内のボーリング調査について」事務連絡（案）にある様に、「沖縄県指令農第1381号により、岩礁破碎等について許可のあった範囲内において、別添資料のとおり、ボーリング調査を計画しています。」と説明されていることに対して、「岩礁破碎等の許可を受けた範囲内の行為について、岩礁破碎等に関する協議は必要ない」旨を、口頭で解説したものであり、送付された案文に対し、協議を受け回答したものではありません。

岩礁破碎等の許可を得た範囲外において海底ボーリング調査を実施する際には、当然、事前に協議が必要であることを、改めて申し添えます。

なお、下記については再確認の必要があることから、平成27年3月27日までに回答願います。

記

- 1 12箇所の海底ボーリング調査計画位置について、当方で許可区域との関係を確認したところ、一部、許可区域外に設定されていると思われる箇所がありますので、貴職にて位置関係を再確認いただき、平成26年8月11日付け沖防第3088号による「普天間飛行場代替施設建設事業に係る岩礁破碎等許可申請書の補正について」の添付資料「図-2護岸に係る行為の面積及び容積(1)普天間飛行場代替施設」、「図-3.4海上ヤード平面図」及び「図-3.6東側進入灯平面図」を用いて、位置関係を図示し、提供願います。
- 2 平成27年3月11日付け農水第3530号による「作業範囲」とは、海底ボーリング調査地点のみならず、調査に使用されるスパット台船のスパットの接地地点や、台船を安定させるために何らかの係留策を行うとした場合の係留具の地点が、岩礁破碎等の許可の範囲内であるかどうかを確認するために照会したもので、具体的に説明願います。